

平成 2 1 年度 第 2 回

# 府中市都市計画審議会議事録

平成 2 1 年 8 月 4 日開催

府中市都市計画審議会

議事日程

平成21年8月4日(火) 午後2時

北庁舎第1・2会議室

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 会長の選任について

日程第3 会長代理の指名について

日程第4 議席の指定について

日程第5 第1号議案 府中都市計画用途地域等の変更に係る原案

日程第6 第2号議案 府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の原案

日程第7 第3号議案 府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る原案

日程第8 そ の 他

午後 2 時 0 0 分開会

【青木計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を、開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、委嘱状の伝達でございますが、本来ならば、市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これを持ちまして委嘱状の伝達に変えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、野口市長からごあいさつを申し上げます。市長よろしく願いいたします。

【野口市長】 府中市長の野口でございます。ごあいさつを申し上げます。

このたび、皆様におかれましては、府中市都市計画審議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受け、また、本日、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより市政の各般にわたりご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市では、市民の皆様が将来にわたり緑豊かで快適に暮らすことのできる市民が主役のまちづくりを、より一層推進していくため、府中都市計画マスタープランの地域別まちづくり方針の策定に全力で取り組んでいるところでございます。また、これまでに、市民提案による 4 件の地区計画が、当審議会でご審議をいただき、都市計画決定されるなど、市民参加型のまちづくりが進展をしております。

委員の皆様には、今後2年間にわたり、府中市のまちづくりに対しましてご審議をいただくわけですが、「心ふれあう緑豊かな 住みよいまち」の実現のため、貴重なご意見、ご指導を賜りますようお願いを申しあげまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

【青木計画課長】 ありがとうございます。

委員の皆様には大変恐縮でございますが、市長はほかにも公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(市長退席)

【青木計画課長】 それでは、本日は新たな委員の皆様による最初の会議でございますので、お手元の議事日程に従いまして、最初に会議の運営に係る事項として、会長、会長代理及び議席を決めていただき、その後、議案をご審議いただきたいと存じます。

なお、本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、〇〇委員が公務のため欠席とのご連絡がございました。ご報告をさせていただきます。また、会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申しあげます。

それでは議事日程に従い進めていただきたいと思いますが、会長がまだ選任されておられませんので、会長が決まるまでの間、会議の進行役を務めていただく方を決めたいと思います。いかがいたしましょうか。

(「一任」の声)

【青木計画課長】 ありがとうございます。一任というご意見が

ございましたので、事務局からご指名をさせていただきたいと思  
います。

学識経験者の中から、〇〇委員に進行役をお願いしたいと存じ  
ます。議長席をお願いいたします。

恐縮ですが、最初に自己紹介をしていただきたいと思います。  
よろしくをお願いいたします。

【委員】 はい。ただいまご指名をいただきました〇〇でござい  
ます。

まず初めに自己紹介をさせていただきます。

私は、むさし府中商工会議所の製造業部会で、その部会長を仰  
せつかっております。

会長が決まるまでの進行役を、微力ながら一生懸命やらせてい  
たいただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、座らせていただきます。

それでは、第1回目の審議会ということで、皆様方にも自己紹  
介をお願いしたいと思います。それでは、〇〇委員から順番にお  
願いいたします。

【委員】 元東京都の職員で、〇〇と申します。東京都では都市  
計画や、道路、鉄道などに関する業務を行ってまいりました。現  
在は、東京臨海高速鉄道の代表取締役専務でございます。府中市  
のよりよい市街地形成のために、微力でございますが、努力して  
いきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【委員】 府中市農業委員会の会長を仰せつかっております〇〇  
と申します。どうぞよろしく申し上げます。

【委員】 商工会議所の〇〇でございます。私のところは製造業

で、半導体の製造をやっております。

どうぞよろしく申し上げます。

【委員】 府中市商店街連合会の〇〇と申します。この審議会は2年目ということで、平成20年度から就任しております。商業という立場から意見等をさせていただいております。よろしく申し上げます。

【委員】 東京農工大学の〇〇でございます。専門は緑の保全をやっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】 市議会から、共産党の〇〇でございます。初めて委員に委嘱されました。よろしくお願ひいたします。

【委員】 市議会から選出されました〇〇と申します。今回で2回目になりますが、よりよいまちづくりのために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【委員】 皆さん、こんにちは。市議会選出の〇〇でございます。現在3期、ちょうど10年、議員に就いてございますが、この会議は初めてということで、よろしくお願ひいたします。

【委員】 議会から選出していただきました〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

【委員】 同じく議会から選出していただきました〇〇です。よろしくお願ひいたします。

【委員】 同じく議会から選出された〇〇です。よろしくどうぞお願ひいたします。

【委員】 同じく議会から選出されました〇〇です。よろしくお願ひいたします。

【委員】 関係行政機関の職員ということで選出されました、警

視庁府中警察署長の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 公募で委嘱を受けました、晴見町の〇〇でございます。よろしく願いいたします。

【委員】 公募で委嘱を受けました〇〇です。よろしく願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございました。

本日、欠席している委員もいらっしゃいますので、紹介を事務局からしていただき、続けて事務局も自己紹介をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

【青木計画課長】 本日、〇〇委員が欠席でございますが、〇〇委員は府中消防署の署長でございます。本日、公務のため欠席されておりますが、皆様にはよろしくお伝えくださいとのことでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは引き続きまして、事務局からも自己紹介をさせていただきます。

【久保都市整備部長】 委員の皆様、こんにちは。都市整備部長の久保と申します。どうぞ今後とも、ご指導よろしく願いいたします。

【岡野都市整備部次長】

【楠本計画課地域まちづくり担当副主幹】

【浅野計画課地域まちづくり担当主査】

【須藤計画課技術職員】

【高島計画課主任】

【竹内土木課長】

【山田土木課長補佐】

【大川管理課長】

【萩原管理課主幹】

【田口建築課長】

【高橋建築指導課長補佐】

【安保建築指導課指導係長】

【秋山水と緑事業本部長】

【雫石公園緑地課長】

【平公園緑地課長補佐】

【小林公園緑地課緑化推進係長】

【吉野政策総務部政策課長】

【澁谷政策課主幹】

【板橋政策課主査】

【深美税務管財部用地課長】

【持田農業委員会事務局長】

【青木計画課長】 最後になりましたが、事務局を担当いたします都市整備部計画課長の青木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございました。

それでは、議事日程に従い進めさせていただきたいと思いますが、まず日程第1、仮議席の指定についてでございますが、これにつきましては、現在、着席されております席ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【委員】 それでは、異議なしということですので、仮議席につ



きましては、現在の着席されております席とさせていただきます。

次に、日程第2、会長の選任についてでございます。

府中市都市計画審議会条例第6条に、会長は学識経験者として任命されている委員のうちから選出することと定められております。したがって、学識経験者と任命された〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、私の6名の中から選出することとなります。

それでは、会長の選任について、いかがいたしましょう。はい、〇〇委員。

【委員】 私の意見ではございますが、今日までさまざまな多くの要職につきまして大変経験も豊富な〇〇委員に、ぜひとも会長をお願いすることがよろしいのではないかと存じます。ぜひとも〇〇委員をお願いをさせていただきますして、私の意見とさせていただきます。

【委員】 ただいま〇〇委員から、〇〇委員を会長に推薦するとご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【委員】 異議がないようでございますので、〇〇委員に会長をお願いいたします。

それでは会長が決まりましたので、私は〇〇委員と席をかわらせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

【青木計画課長】 〇〇委員、どうも大変ありがとうございました。

それでは、府中市都市計画審議会運営規則第5条に「審議会の

議長は会長が当たる」と規定されておりますので、ただいま会長に選任されました〇〇会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

では、議長席にお願いいたします。

【議長】 それではご指名を受けましたので、会長職を務めさせていただきたいと思いますが、皆様方のご協力がなければどうにもなりませんので、どうぞ様々な面でお力添えをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず議事日程に従いまして、日程第3、会長代理の指名についてを議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会条例第6条第3項に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員でその職務を代理する」と規定されておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは学識経験者の中から、会長代理には〇〇委員にお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。それでは〇〇委員に、一言ごあいさつをお願いいたします。

【委員】 先ほどもごあいさつをさせていただきましたが、10年ほど府中に住んでおりましたので、大好きなまちがもっといいまちになるよう、会長を補佐して努力していきますので、よろしく申し上げます。

【議長】 よろしく申し上げます。

次に日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、こちらの席でよろしいでしょうか。それでは議席の指定は、今、着席している席で決めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

引き続き、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思います。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものと規定されておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**【議長】** それでは、議事録の署名人につきまして、第1回目の審議会でございますので、議席番号1番、2番というような順序がよろしいかと思えます。議席番号1番の〇〇委員と、議席番号2番の〇〇委員にお願いしたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

それでは議事日程に従いまして、日程第5、第1号議案、府中都市計画用途地域等の変更に係る原案を議題としたいと思えます。本案は日程第6、第2号議案、府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の原案と関連する案件でございますので、事務局から2件を一括してご説明をいただき、その後、質疑、検討、そして採決に入りたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず議案の説明をよろしくをお願いします。

**【楠本地域まちづくり担当副主幹】** それでは、ただいま議題となりました第1号議案、府中都市計画用途地域等の変更に係る原案、及び第2号議案、府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計

画の原案につきまして、あわせてご説明いたします。

本件については、調布基地跡地府中地区都市整備用地利用計画に基づき、多磨駅東の都市整備用地を含めた周辺地区において、にぎわいのある地域拠点の形成と、緑豊かで環境に配慮した都市空間の創出を目的として、用地地域等の変更に係る原案、及び地区計画の原案を作成しましたので、お諮りするものです。

本案のもととなる素案を、前回の5月12日開催の本審議会でご審議いただき、6月26日、27日に地権者へ説明会を行いました。今回も素案と同じ内容のものを付議しております。

なお、本件については、用途地域、建ぺい率、容積率については東京都が決定し、その他は府中市が決定する同時案件となっております。今回、ご審議いただき、用途地域等の原案を東京都へ提出し、12月に本審議会に都市計画案としてご審議いただく予定です。

詳細につきましては、担当主査よりご説明いたします。

**【議長】** はい、お願いします。

**【浅野地域まちづくり担当主査】** それでは、まず第1号議案についてご説明します。スクリーンをご覧ください。

こちらの青で示しております区域が、用途地域等の変更を行う区域です。西武多摩川線多磨駅の東側に位置し、南には東京外国語大学、東には武蔵野の森公園がございます。スクリーンには用途地域の変更図が示されております。

お手元の資料1ページをご覧ください。

1の趣旨についてですが、多磨駅東地区において、にぎわいのある地域拠点の形成を目的として、用途地域等の変更に係る原案

を作成するものです。

次に、2の変更の主な内容についてですが、変更箇所は朝日町三丁目地内です。

変更内容については、用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更します。建ぺい率は60パーセントから80パーセントに変更し、容積率は200パーセントから300パーセントに変更します。

高度地区については、第二種高度地区から第三種高度地区へ変更し、防火地域及び準防火地域については、準防火地域から防火地域へ変更します。

次に、資料2ページをご覧ください。右端の面積増減のある二つの項目についてご説明します。第一種住居地域の小計をご覧ください。新面積は108.3ヘクタールとなり、4.8のヘクタールの減となります。次に、近隣商業地域の小計をご覧ください。新面積は129.2ヘクタールとなり、4.8ヘクタールの増となります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。3の今後の予定ですが、公告、縦覧により市民の意見を聞き、都市計画の変更に向けた手続を進める予定です。

続きまして、第2号議案、府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の原案の説明に移ります。資料は1ページをお開きいただくとともに、スクリーンもご覧ください。スクリーンは、上が北となっております。赤い線で囲まれた部分が地区計画の範囲です。先ほどご説明した用途地域の変更部分に加え、多磨駅東側の商店街を含めた区域となります。

資料の1ページをご覧ください。1の趣旨ですが、多磨駅東地区において、にぎわいのある地域拠点の形成と緑豊かで環境に配慮した都市空間の創出を目的として、地区計画の原案を作成するものです。

2の原案の主な内容についてですが、区域を四つに区分し、環境緑地及び歩道状空地を配置し、土地利用の方針及び地区施設の整備の方針を定めます。また、建築物の用途、敷地面積、位置、高さ等の制限を定めます。詳細については、資料2ページをご覧ください。

名称は「多磨駅東地区地区計画」です。

位置は、府中市朝日町二丁目、朝日町三丁目及び紅葉丘三丁目各地内です。

面積は、約7.1ヘクタールです。

地区計画の目標としましては、本地区は、府中市東部の西武多摩川線多磨駅東の周辺市街地であり、大規模公園及び大学が近接する良好な市街地環境を有しています。

多磨駅前を中心とした既存の商業・サービス機能に加え、それらと隣接する位置で業務・商業及び居住機能等を導入することにより、多様な都市機能による活力とにぎわいのある地域拠点の形成を図ることとし、また、大規模公園及び大学との景観に調和した、緑豊かで環境に配慮した都市空間を創出するとともに、多磨駅周辺の回遊性向上に資する快適な歩行者空間の形成を目標とします。

続きまして、区域の整備、開発及び保全に関する方針についてです。資料2ページとあわせてスクリーンをご覧ください。

土地利用の方針では、多様な都市機能による活力とにぎわいのある地域拠点の形成に向けて、本地区を「駅前商業ゾーン」と、網かけがしてある部分を三つの地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を定めることとします。西武線から朝日町通りまでの白抜きの区域を「駅前商業ゾーン」とします。また、網かけがしてある区域については、都市整備用地と呼ばれている地区ですが、この地区を「業務・商業地区」、「近隣商業・住宅調和地区」及び「沿道地区」に区分します。

まず「駅前商業ゾーン」ですが、都市整備用地の新たなにぎわいの連続性を形成し、既存の業務や商業などの機能の維持・充実を図ります。なお、当該ゾーンについては土地利用の方針のみを定めます。

次に「業務・商業地区」ですが、にぎわいの創出と緑あふれる周辺環境と調和した業務・商業地の形成を図ります。

次に「近隣商業・住宅調和地区」は、国家公務員宿舎と調和した複合市街地の形成を図ります。

最後に「沿道地区」ですが、国家公務員宿舎と小規模店舗の誘導を図り、緑の連続性に配慮した空間を創出します。

お手元の資料 3 ページにお戻りください。次に、地区施設の整備の方針についてご説明します。こちらにつきましては、周辺環境に配慮した良好な景観形成に向けて、緩衝空間となる豊かな緑地帯、歩行者空間のネットワーク形成を目指して、環境緑地及び歩道状空地の適切な整備を図ることといたします。

建築物等の整備の方針としては、多様な都市機能による活力とにぎわいのある地域拠点の形成を図るため、建築物等の用途の制

限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限、及び建築物の緑化率の最低限度を定めることとします。

次に、地区整備計画についてご説明します。スクリーンをご覧ください。凡例のとおり、大きな黒丸で示す部分が環境緑地1で、幅は3メートル以上とします。

次に、小さな黒丸の部分については環境緑地2で、幅は1メートル以上とします。

点線については、歩道状空地ですが、幅が3メートル以上とします。

歩道状空地、環境緑地のイメージですが、「業務・商業地区」の南側の歩道断面のイメージをお示しします。道路境界線から建物の壁面を後退させ、歩道と連続して歩道状空地ができます。さらにその奥に環境緑地を設けます。

次に、お手元の資料4ページをご覧ください。建築物の用途の制限ですが、「業務・商業地区」の用途の制限は、次の各号に掲げる建築物は建築してはならないこととします。

- 1 住宅（長屋を含む）
- 2 兼用住宅
- 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車検場その他これらに類するもの
- 5 自動車教習所
- 6 神社、寺院、教会その他これらに類するもの



7 ガソリンスタンド

8 液化石油ガススタンド

9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号及び第6号に掲げる風俗営業の用に供する建築物

10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する建築物以上となります。

次に、「近隣商業・住宅調和地区」は、「業務・商業地区」の建築物の用途の制限から、1から3の住宅系用途の記述を削除します。これにより、この地区には住宅が建築できることとなります。

次に、「沿道地区」については、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならないこととします。

1 共同住宅

2 事務所

3 店舗又は飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの

4 前各号の建築物に付属するもの

続きまして、建築物の敷地面積の最低限度はそれぞれの地区ごとに、2万平方メートル、5,000平方メートル、1,000平方メートルとします。

それではスクリーンをご覧ください。壁面の位置の制限は建物の壁面を道路境界または隣地境界から点線のとおり後退することとします。大きな点線の1号壁面線は10メートル以上、小さな点線の2号壁面線は1メートル以上、そのほかは隣地境界から0.

5メートル以上後退することとします。

次に、お手元の資料5ページをご覧ください。壁面後退区域における工作物の設置の制限は、歩道状空地や環境緑地の区域には門や塀などの工作物を設置しないこととします。

建築物の高さの最高限度は、それぞれの地区によって25メートルもしくは15メートルとします。

次に、6ページをご覧ください。建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限では、建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、府中市景観計画の色彩基準に適合したものとします。屋外広告物を設置する場合には、周囲の景観と調和するよう、色彩、形態及び配置場所に留意したものとします。

垣又はさくの構造の制限は、生け垣又は透過性のあるフェンスとします。

建築物の緑化率の最低限度は、沿道地区以外の地区について定め、10分の1.5とします。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。3の今後の予定ですが、公告、縦覧により市民の意見を聞き、都市計画の決定に向けた手続を進める予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

**【議長】** 議案の説明が終わりました。

これより審議に入りたいと思いますが、まず第1号議案、第2号議案についてご質問等ございませんでしょうか。はい、〇〇委員。

**【委員】** ご説明いただきまして、ありがとうございます。説明を聞いた中でお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いま

す。

6月26日、27日に地域の説明会があったということですが、この説明会の時に、このまちづくりということも含めて、どんな意見や声が住民から寄せられたのか、その話し合いの結果を教えてくださいたいと思います。

また、その中で出された声が、この原案の中に何らかの形で反映されているものがあるかを確認させていただきたいと思います。

次に、今回、地区計画の案が出されまして、これからいろいろと手続きを踏んでいくのかと思いますが、この民間に処分する土地の入札スケジュールが現在どうなっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

以上三点、お願いします。

**【議長】** では、それについてお答えをお願いします。

**【楠本地域まちづくり担当副主幹】** それでは1点目と2点目を私からお答えさせていただきます。

説明会ですが、6月26日の金曜日、午後7時から行い、次の日、6月27日の土曜日、午前10時から行っております。それぞれ参加者は、26日が42名、27日が52名です。

ご意見といたしましては、今回の用途地域の変更と地区計画の案の説明会には、スクリーンの左側の白抜きの部分にお住まいになられている方もいらっしゃったのですが、方針を設定している中で、建築物の規制というのは入らない地区とご説明したところ、反対意見は出ませんでした。

意見の概要としましては、国家公務員宿舎の概要や、スケジュール、府中市で都市整備用地を買い取るというようなことはなか

ったのか、また基地跡地の関係の質問等が出ております。

それから細かなところで、「業務・商業地区」に、耳鼻科、眼科などの病院が建てられるのかというようなご質問がございました。

意見などが原案に反映されているかどうかについてでございますが、商業・業務、医療関係、などについては受け入れ可能な用途地域と地区計画の内容になっておりますというご説明をしております、それらを反映できる案がもともとの素案でございますので、その素案と同じ原案を、今回、ご審議いただいております。

以上でございます。

**【澁谷政策課主幹】** 3点目の当該土地の処分の予定でございますが、こちらの土地につきましては、財務省関東財務局立川出張所が処分いたします。立川出張所によりますと、まだ処分の予定は決まっておりませんが、府中市の用途地域の変更、地区計画の決定がされた後、速やかに処分したいと聞いてございます。

以上でございます。

**【議長】** よろしいですか。〇〇委員。

**【委員】** それぞれお答えいただきまして、ありがとうございます。

地域の方々の要望等もあったと思いますが、入札に出すということもありますし、いろいろ難しいところもあると思います。しかし、第2号議案のほうでも、商業地域を線路側も含めたまちづくりということで、今後、斜線が引いてあるところも注目されてくると思います。また、北側の都市計画道路もありますので、全体の今後のまちづくりをどうしていくかという視点をしっかり持ってこれに取り組んでいかななくてはいけないとは思っています。この

多磨駅の商店街、特に西側も含めて要望等も出ていると思うのですが、バランスという視点でのまちづくりという考え方で、市で考えがあるのであれば、補足で説明していただければと思います。

以上です。

【議長】 その件につきまして、お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 多磨駅全体のまちづくりの関係でございますが、こちらは、過去にまちづくり協議会がありまして、会員の方は、今もそちらにお住まいです。今回の説明会に、そちらの方もいらっしやいまして、委員がおっしゃるように、西側のご心配もされておりました。それは近々、西側の都市計画道路3・4・16号線と3・4・11号線、駅前広場の部分になりますけれども、南北の都市計画道路、それから駅前の都市計画道路を事業化していかなければいけないということがございますので、地元に入りまして、事業化に向けて、まちづくりについてもご説明に上がろうと考えております。

以上でございます。

【議長】 ○○委員。

【委員】 ありがとうございます。働きかけを、そういったことも含めてやっていただいているというので、それは理解いたしました。

今後、この部分でまちづくりを行う上で、個々、きめ細かな配慮が本当に必要だと思いますので、ぜひその点はしっかり踏まえて進めていただきたいと思います。

また、この地域は、何といたっても地域の皆さんで盛り上げていく核となり、また駅が中心にもなり得る地域でもありますので、

西武鉄道との交渉もあるかと思えます。そういった視点も踏まえて、ぜひこのまちづくり、地区計画を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長】　そういうご要望でございますね。

ほかにはございませんでしょうか。はい、〇〇委員。

【委員】　2点ばかり要望させていただきます。

私ども商業につきましては、最近、西府駅ができて、府中市から見ると西のほうに、早目に商業施設ができるといいなという気持ちがあります。また、話にありました東側の商業、つまり多磨駅周辺の商業ゾーンなのですが、ぜひにぎわいのある商業が生まれるといいと思いますので、この議案については、異議はありません。

ところが、周辺の要望等を聞きますと、やはりこういう商業施設ができてにぎわいが出たときに、今、〇〇委員から質問がありました。西武鉄道と話をする中で、ぜひとも両方の改札を開設していただきたいという要望が、地元から多くあるように思います。つまり、東方に改札口を設けてほしい、これが地元の一番の要望ではないかと。商業施設ができた時点にならないと、そういうものは考えられないと思いますが、お願いしたいと思います。

もう一つですが、前回のこの審議会でもお話をさせていただいたのですが、多磨駅周辺に関して、特に駐車場が非常に少ない件です。この地域にたまたま用事があっても車をとめる場所がないので、つい道路にとめてしまう。そして若干早目に用を足して帰ってくるという現状ではないかと思えます。この中に「業務・商

業地区」とありまして、これは店先等も関係するので、4ヘクタールの中で附置義務があるため、商業施設の中にそれなりの駐車場ができると思います。しかし、それ以外の「業務・商業地区」と、既存の商店街も含めて、あの一帯、7.1ヘクタールの駐車場を何かお考えいただければ幸いです。

この2点を要望したいと思います。よろしく願いいたします。

【議長】 要望が2点ございましたけれども、この点につきまして、いかがでしょうか。お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは2点、ご要望をいただきました。

多磨駅の東側の改札についてでございますが、確かに地元の住民の皆さんのご意向も非常に強いものがございまして、市としましても西武鉄道に陳情を行っております。そういった中で、西武鉄道からお聞きしているのは、駅の利用客数の関係や、総体的な鉄道の展開というものがあって、なかなかお答えできる状況にはないというようなお答えをいただいております。

それから駐車場の関係でございますが、この土地利用が定まって、施設がどういったものかというようなときには、府中市地域まちづくり条例の中でそれぞれ協議をさせていただきますので、全体の交通体系を含めた中で対応させていただいて、駐車場が不足することのないように協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。私どもは府中駅の駅前の再開発の中でも、京王線府中駅に南側の改札がなかなかできなくて、

大変苦勞した経緯がございますので、それを踏まえて早目に、ある程度、道筋をつけた中で話し合いをすれば、うまくいくのではないかと思います。お願いします。

【議長】 府中駅のことですね。あの例も、南側ができる前は不便だったけれども、できてからは、乗り降りする人が多くなりましたね。利用する人にとってはありがたいことですね。

ほかにございませんか。〇〇委員。

【委員】 大きく3点なのですが、まず第1号議案の中で、変更後、第三種高度地区で、府中市決定で高度地区を変更するということなのですが、地区には高度地区と高度利用地区というものがあると思います。高度地区というと、相当の建築物等の制限を課すことになり、高度利用地区という考え方ですと、土地を非常に有効に活用できてということがあると思います。なぜ高度利用地区でなく高度地区として指定していくのかという、その基本的な考えをお聞きしたいというのが一つです。

2つめは、第2号議案の、建築物等に関する事項の建築物の用途の制限についてなのですが、これは市でいろいろ決められると思います。今日のこの審議会では基本的には決定してしまうので、議論しておくべきだと思うのですが、にぎわいというようなことからいうと、まずパチンコ屋です。パチンコ屋がこの駅周辺にできてもいいのではないかと個人的には思いますが、どういう原案でこの制限を入れてしまうのか。

最後に、こちらでいうと6番目なのですが、神社、寺院、教会その他これに類するもの、これは全部、建てられません。ここに何かができるということの予定があるかどうかは分かりませんが、



制限をなぜかけるのか。

あとは、液化石油スタンドなどの危険性の高いものや、風営法による規制対象は除外したほうがいいと思いますが、どういうふうにこの原案で示されたものを考えればいいかです。にぎわいの観点からいえば、人を集められるパチンコ業界を規制していいのかという点で、駅の周辺はパチンコ屋があることが多いと思いますが、なぜこの多磨駅の周辺だけ規制するのか。

【議長】 以上3点、お答えを願いたいと思います。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 高度の関係と用途の関係、2点、考え方をというご質問だと思いますが、一つは高度利用地区をなぜかけないかということですが、基本的に高度利用地区をかける場合というのは、法定の再開発のような、非常に高容積を使うケースが例として挙げられます。ただ、この場合は、容積アップをして高度地区も変えるのですが、全体的に高さを規制して、道路側から建物の空間をとれるような環境の形成を図っていきたいと考えております。環境緑地や歩道状空地といったもので環境の形成を図っていきたいという考え方で、高度利用地区ではなくて、第二種高度地区を第三種高度地区に変更しまして、そこに地区計画で高さの制限をかけ、道路からの離隔を、歩道状空地と環境緑地と壁面後退を設けることで環境形成を図るという考え方になってございます。

それから用途の関係でございしますが、こちらの都市計画の上位計画になるというところが基地跡地利用計画になりますので、基地跡地利用計画の中で示されています方針を、なるべく大きく縛ることのないように考えたもので、こういった規制をしてござい

ます。

以上でございます。

【議長】 もっと具体的に、例えばパチンコ屋や、神社仏閣など、そういう話には触れないのですか。はい、お願いします。

【青木計画課長】 用途の関係でございますけれども、この中で用途の制限がかかる区域は斜線の部分でございます。一番下の細長いところ、ここにつきましては「沿道地区」になります。それと、その上の右の角ですが、その区域につきましては、国家公務員宿舎の建設を前提に進めておりますので、その計画を実現するという考え方でございます。

それで、南側の細長い部分、スリット部分ですが、ここにつきましては、にぎわいを創出するため商店も入れていきたいという考えでございます。

それと、大部分を占めます「業務・商業地域」でございますが、この地域につきましては、日鋼町のインテリジェントパークのようなイメージを持っておりますので、そういったイメージの中で建築物の用途の制限をしております。

それと、もう一つつけ加えますと、この地域は土地の分割ができないような形になりますので、一体利用ということも含めまして考えております。

以上です。

【議長】 はい、〇〇委員。

【委員】 そうすると、今、答弁いただきましたが、この駅前と、今回の指定していく部分、イメージとしてはインテリジェントパークの、どのようなイメージを持っていけばいいかということ

最後にお聞きしたいと思います。

【議長】 その辺りを具体的にお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 一つはインテリジェントパークで、もう一つは商業ということでございますので、分倍河原駅の南側にオープンした商業の複合施設、こういったものをイメージしています。

以上でございます。

【議長】 分倍河原というのは、昔の東芝の社宅だったところですね。あの辺りのイメージということでございますけれども、府中のこと、皆様お詳しいので、大体それでおわかりだと思いますが。

【委員】 私は結構です。

【議長】 ○○委員。

【委員】 土地の区分の「業務・商業地域」の約4ヘクタールという数字なのですが、建物の敷地面積が2ヘクタールということで、4.1と3.9だとまるっきり状況が変わってくると思います。3.9だったら一つの敷地だし、4.1だと二つできるわけですよね。そこら辺は実測してどうなのか。

何でこういうことをお聞きするかというと、一体的活用としたときも、例えば一つだけとなると、それを結局、一団地という形で建築確認を取らなければならなくなった場合、後からいろいろ使い勝手が悪くなるのではないかと。土地を一体的に使ったとしても、大きなビルが一つなのか、あるいはインテリジェントみたいな形で、それほど大きくないけれども幾つかというのが、イメージがつかなかったとき、買ったほうが活用するとき、かえっ

て縛りをかけてしまうのではないかなと思います。最低、4ヘクタールの一つの、3.9ヘクタールの敷地とするものは一つしかできないとなると、結構、使い勝手が悪くなるし、一体活用したときには一団地にすればいいといっても、一団地の指定は強い規制がかかってくるので、その辺りどういうふうにお考えなのかお尋ねします。

【議長】 お答えをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 4ヘクタールというのは道路を入れた部分の面積でございまして、敷地が3.6ヘクタールです。ですから、2万平方メートル以下で分割はできない規制をします。

一体的な利用の考え方というのは、建築基準法の考え方の中でそれぞれいろいろなケースが考えられるのですけれども、基本は一体利用をしていきたいというようなところで、規制を入れてございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 全体的な活用という意味では、一つの形式なのかと思うのですが、使い勝手をよくして様々な方に来ていただかなくては困るわけです。分割されるのは確かに困る反面、買った側が、一体型開発をすると、後から開発の追加ができなくなってしまうわけですね。一団地指定を先に受けてから、追加していくというわけにいかないから、例えば、当初の第一計画の次の、第二計画で追加ということになると、もう1回、一団地というのはできるのですか。そのようなことを考えると、できるだけ購入した方

が使いやすく、そのことは市民の利便や、税金という形で市の税収にもかかわってくることなので、あまりこういう形での規制をかけないほうが良いと思うので、その辺りの考え方をもう一度伺います。要するに、一体的に使うのは一向に構わないのですが、一つの敷地での利用となってしまうと、将来的にここを増築していこうというのが最初から決まらないうまくなくなるわけですね。一体利用、一団地指定というのは、後からどんどんそうやって追加できるのですか。

【議長】 お答えをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 確かに土地の将来の使い勝手は、ある程度柔軟にしておかなければ、なかなか手を上げてくれる事業者もいらっしゃらなくなるのではないかとということですが、基地跡地利用計画の考え方を実現するために、土地を細かく分割して利用される事業者を求めているという都市計画になっております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 そういうご意見だったら、それはしようがないと思います。ただ、もうちょっと緩やかにしておいたほうが、今後の発展的によいかと思いました。文字どおり、インテリジェントも後からいろいろ増えてきたわけですから、その辺りはもうちょっと融通がきくものかなと思っていたのですけれども、そういう方針でしたら、やむを得ないのかなと思います。

【議長】 よろしいですか。では、〇〇委員。

【委員】 前の2人の方とちょっと似た部分なのですけれども、

1点目は「沿道地区」のところについては、地区計画では用途、容積の見直しは入っていないわけですが、これは開発を少し抑えてある形のイメージですが、そういうイメージがわからなかったのも、どのような開発のイメージをお持ちになっているのかというのが1点目。

2点目は、業務・商業地区は完全に住居系を規制しているので、そのイメージがわからなかったのですが、先ほどのご説明で日鋼町の開発と同じようなイメージだとわかりました。ただ、日鋼町は甲州街道や鉄道の利便性がありますが、ここでうまくそういう開発が成り立つのか危惧しています。2点目の答えは要らないので、1点目をもう一度お教えください。

【議長】 はい、お答えをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 南側の「沿道地区」、こちらは国家公務員宿舎が予定されています。しかし、西側から東側の公園に抜けているという道路がございますので、国家公務員宿舎の1階部分に商業のにぎわいを、ある程度担保する施設が入らないかということで、こういった規制を入れてございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 それから、私からお聞きしたいのですが、国家公務員宿舎ができるということは聞いておりますが、大体、何人ぐらいの人が入るのですか。

【澁谷政策課主幹】 こちらの朝日町地区につきましては340戸できる予定でございます。ただ、単身者、独身者が約320戸、

世帯向けが約20戸ということですので、大体370人から380人ぐらいの住民になると考えてございます。

以上でございます。

【議長】 ほかにはございませんか。ほかにもしご意見がなければ、そろそろ採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、第1号議案につきまして採決をしたいと思っております。

第1号議案、府中都市計画用途地域等の変更に係る原案については、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、次の第2号議案、府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の原案について、原案のとおり決すること異議はないでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは第1号議案と第2号議案は、議案のとおり決することにいたします。どうもありがとうございます。

次に日程第7、第3号議案、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る原案を議題といたしますので、議案の説明をよろしくお願いいたします。

【平公園緑地課長補佐】 それでは第3号議案、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る原案につきましてご説明いたします。

本件につきましては、東京都で都市計画決定し整備する府中都

市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線の計画幅員の変更に伴い、本市で都市計画決定する府中都市計画公園第 2・2・16 号西原町公園の区域が一部重複することから、都市計画の整合を図るとともに、都市計画公園の機能充実を図るため、西原町公園の変更に係る原案を作成するものでございます。

それでは、詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【議長】 お願いします。

【小林公園緑地課緑化推進係長】 それでは第 3 号議案、資料の 1 ページをご覧ください。

1 の趣旨につきましては、先ほど課長補佐より説明させていただきましたので、2 の原案の主な内容から説明させていただきます。

「府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線」の計画幅員の変更により、道路用地となる区域を都市計画公園から削除するとともに、新たに都市計画法の規定の適応を受けていない部分を都市計画公園として追加いたします。

(1) の名称は、「府中都市計画公園第 2・2・16 号西原町公園」でございます。

(2) から (4) までにつきましては、別図で説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。当該計画地の位置図でございます。資料は 4 ページになります。図面の表示は、上が北方向となっております。計画地は、府中市西原町三丁目地内にございまして、「府中都市計画道路 3・2・2 の 2 号東京八王子線」に隣接した位置でございます。



続きまして当該計画地の計画図でございます。資料は5ページになります。本区域を緑色で示しております。今回追加する箇所を赤色で示しております。今回削除する箇所を黄色で示しております。当該計画区域の面積は、変更前が約0.136ヘクタール、変更後が約0.138ヘクタールとなりまして、約0.002ヘクタールの増でございます。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。都市計画公園の変更計画書でございます。都市計画公園の種別は、街区公園でございます。名称でございますが、番号は「第2・2・16号」、公園名は「西原町公園」でございます。位置は、府中市西原町三丁目地内、面積は約0.14ヘクタールでございます。備考は、公園内の施設等を示してありまして、園路、広場、休養施設、植樹帯でございます。区域につきましては、計画図表示のとおりでございます。

また、変更理由は、公園機能の充実を図り、「府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線」の計画との整合を検討した結果、公園の区域を変更するものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。新旧対照表といたしまして、種別、名称、位置、面積まで変更はございません。備考は区域及び面積の変更を記載しております。

続きまして、変更概要といたしまして、最初に名称でございますが、「第2・2・16号西原町公園」、変更事項といたしまして1の区域の変更は、計画図表示のとおりでございます。2の面積の変更は、約0.14ヘクタールから約0.14ヘクタールで変更はございませんが、小数点以下第3位までの詳細を括弧書きで、

約0.136ヘクタールから約0.138ヘクタールと記載しております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。3の今後の予定でございますが、近々予定されている東京都が行う「都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線」の都市計画変更に係る一連の手続きにあわせまして、今後、都市計画法に基づく公告・縦覧を行い、市民の意見を聞き、変更に向けた手続を進めてまいります。

以上で、「府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園」の変更に係る原案について説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長】** 議案の説明が終わりました。

これより審議に入りたいと思いますが、ご質問、ご意見等ありましたら、どうぞご遠慮なく、そして最後に採決をとりまして決定したいと思いますので、よろしくお願いします。

はい、〇〇委員。

**【委員】** ご説明いただきまして、ありがとうございます。まず二つお伺いいたします。

第1点は、変更で追加した分のところですか。今の自治会館ができる前のところが、図の赤い部分だと思います。今回、公園の中なので、同様の公園区域にしたということで、ありがとうございます。この点について具体的に、今ある植木等を加工、もしくは工夫する考えがあるのか。また、その前段階で、地域住民もしくは自治会等に声を聞く機会があるのか。もしこれまでにやっているのであれば、どういうものがあつたのか、それをお聞きしたいと思います。

第2点目が、直接今回、3・2・2の2号線の計画に伴う削除の部分ですが、もう線引きされているのですか。今後、地域住民のこの道路問題というのは関心が高い話題なので、審議しているところではあります。線引きがいよいよ始まるのかどうかという都市計画の進捗状況をお聞きできたらと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 2点につきまして、お願いします。

【雫石公園緑地課長】 1点目の追加分のところは自治会館がございました土地なのですが、こちらはもともとその部分は公園から外れていまして、自治会館が北側に移転したことに伴い、都市公園として位置づけたものでございます。この都市公園にしたところにつきましては、植栽地になっておりまして、特に住民から今現在、意見をいただいているわけではございません。今後、都市計画道路の拡幅による計画変更に伴いまして、公園用地が減った分を東京都より、この公園に隣接している土地につけ足していただければ、さらにいい公園ができると考えております。その際には、地元自治会等にお話をお持ちしたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 次の、線引きができていないのか、できていないのかというご質問に対してお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 府中都市計画道路3・2・2の2号線の状況でございますが、ご案内のとおりこの路線は東京都が施行いたします都市計画道路でございます。その中で、平成19年から環境施設を設置する関係で幅員の変更を行うということで、環境影響評価と都市計画変更の手続に入っております。

今後、都市計画の説明会や、環境影響評価の関係の手続を経て、都市計画の決定というような流れになってございますが、具体的なスケジュールに関しましては、東京都からお聞きしてございません。

以上でございます。

【議長】 まだ東京都からちゃんとしたものは出ていないということでございます。はい、〇〇委員。

【委員】 最初の部分はわかりました。ありがとうございます。今後の良好な公園用地の環境づくりを、ぜひお願いしたいと思います。

二つ目ですけれども、確かに今、環境影響評価をやっている途中ということで、二、三年ぐらいかかるとお聞きしていました。それが終わってから、今おっしゃっていた手順でいくと思っていたので、具体的な線引きというのは、もっと先の話になると自分でイメージしてしまして、今回こういったタイミングで公園に引かかるものですから、具体的にどこまでこれが進むのかというのを疑問に思ったのです。ただ、この議案自体は、反対するという話ではないので、一応、関連して東京都の進ちょく状況をお伺いしました。

そういったことで、今言っていた手順で、今後、ほかの公園以外の用地買収、環境影響評価の後、縦覧して、意見を聞いてということなので、その変更はないということで最後の確認をさせていただきます。

以上です。

【議長】 お願いします。

【青木計画課長】 都市計画決定されている線ではないかということかと思えますけれども、まず今回の公園の都市計画の原案の段階は、東京都が示した素案の線で計画をしております。最終的にこの都市計画の線が決定される流れですが、これから都市計画の変更がされます。それ以降に現地に入りまして測量を行いますので、測量が終わった段階で最終的な線が出るということですから、正確に言えば、今のその線はあくまでも図上の線、素案の段階の線ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【議長】 よろしいですか。素案だということでございます。

【委員】 わかりました。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 この進ちよく状況の中では、国立側も入っていると思うのですが、国立側もそのような状況の調査事項行っているわけですか。

【議長】 はい、お答えをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 東京都からは、国立市側にもお伺いしているということ聞いてございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 そうしますと、同時に進行しているということですね。

【青木計画課長】 本都市計画道路は、行政区域が複数ございますけれども、事業主体が東京都でございます。一連の事業で進めておりますので、国立市、府中市、あわせてそれぞれの手続を同時に進めております。

以上でございます。

【委員】 はい、わかりました。

【議長】 ほかにご意見等ございませんか。はい、〇〇委員。

【委員】 この公園のことは異議ないのですけれども、それに関連した形で質問をさせていただきたいと思えます。

今、線引きされていないということなので、この道路にかかる農地は、どのぐらいの面積があるのか。府中市では農業振興計画をつくって、農地を50年先まで残していきたいという形で農政を進めていると理解していますので、この道路上にかかわる農地の面積を、わかる範囲でいいので、教えていただければと思えます。

【議長】 大変重要なお質問だと思いますが、お答えをよろしくお願ひします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 2,500分の1の都市計画図書ではかりましたら、生産緑地地区につきましては8地区、約1.3ヘクタールでございます。それからその他の農地につきましては、6地区、約0.1ヘクタールということでございます。

以上でございます。

【委員】 わかりました。前回のこの都市計画審議会で生産緑地の解除にかかわる審議があったと思うのですけれども、110ヘクタールぐらいが生産緑地ではなかったかと思えます。年に、相続税とかいろいろな問題で、どうしても手離さなければならぬような農地が、やはり数ヘクタール出てきている状態なのです。だから、その農地をなるべく、どういう形かは別にして、存続できるような考え方でいろいろご配慮をいただければという要望に

なりますけれども、そのように進めていただければと思います。

以上です。

【議長】 以前から、農地は大事だから、できる限り残しておきたいと、この審議会では話が出ておりますので、なるべくそういう意向に沿って、今後やっていただきたいと思っております。

ほかにはございませんか。

なければ、第3号議案につきまして採決したいと思います。

第3号議案、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更に係る原案については、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、第3号議案については議案のとおり決することにいたします。ありがとうございます。

次に移りたいと思います。日程第8、その他でございますが、事務局から何かございますか。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 事務局から3点ございます。

1点目は、府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線の整備について、2点目は、府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）の予定について、3点目としましては次回の開催予定について、この3点につきましてご報告させていただきます。

【議長】 はい、お願いします。

【山田土木課長補佐】 それでは、お手元の資料1をご参照ください。府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線の整備につきまして、府中市都市計画道路進ちよく状況図を用いましてご報告をさせていただきます。

府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線は、図面の右側、府中市の東部地域において国道20号線から東京八王子線を南北に結ぶ、主要な骨格をなす幹線道路であり、既に国道20号から人見街道までの区間は完成しており、あんず通りとして供用しております。

今回ご報告する事業予定箇所は、点線でお示ししております部分で、市と東京都で策定した多摩地域における都市計画道路の整備方針において、おおむね平成27年度までに優先的に整備すべき路線として位置づけられております。

あんず通りと人見街道との交差点の紅葉丘二丁目10番地先から多磨町二丁目21番地先の東京八王子線までの区間で、延長約1.2キロ、幅員は16メートルでございます。

事業予定期間は、平成21年度から平成27年度まででございます。

今後は、関係権利者や地域住民への説明会を、平成21年8月から行うとともに、関係機関との協議を進め、事業認可を得て整備を進めていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 2点目をお願いします。

【高島計画課主任】 2点目でございますが、今後、生産緑地地区の削除変更が予定されるものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に「資料2」と入っております「府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定について」によりご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸で



お示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買い取りの申し出の手続があり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区、もしくは面積欠如により削除となる地区でございます。

まず初めに、朝日町地区、場所は警察大学校の西側、朝日町通りに面した地区でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。白糸台地区、場所は甲州街道と朝日町通りの交差点の南側に位置した地区でございます。

3ページをご覧ください。若松町地区、場所は浅間山公園の南側、浅間山通りの西側に位置した地区でございます。

4ページをご覧ください。西原町地区、場所は東芝府中事業所の西側、府中都市計画道路3・3・8号府中所沢線に面した地区でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。日新町地区、場所は都立府中西高校の南東側に位置した地区でございます。

これらの生産緑地地区につきましては、都市計画の削除変更として、平成21年12月頃開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 何かご質問等ございますか。はい、〇〇委員。

【委員】 都市計画道路の進ちよく状況図のところ、3・4・16について、平成21年8月から説明会をとということで先ほど説明がございましたが、住民に説明会があるということ、既に伝えてあるのでしょうか。

【議長】 その点につきまして、お答えをお願いします。

【竹内土木課長】 説明会につきましては、今週末に配る予定で  
ございます。

【委員】 ということは、日程はもう決まっているということ  
ですか。

【竹内土木課長】 日程は決まっております。

2回計画してまして、8月20日と22日、20日が夜、2  
2日が昼間ということで計画しております。

【議長】 よろしいですか。20日と22日だそうです。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声)

【議長】 では、次に3点目をお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 次に、次回の府中市都市計  
画審議会の開催日程及び案件についてお知らせいたします。

次回の日程でございますが、10月下旬を予定しております。  
会場につきましては、本会場を予定しております。

予定案件でございますが、朝日町三丁目地区地区計画の決定に  
ついて予定しております。

以上でございます。

【議長】 最後に皆様方のほうから何かございませんか。

それでは、大変長時間ありがとうございました。

午後3時30分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

議 長           ○       ○       ○       ○

委 員           ○       ○       ○       ○

委 員           ○       ○       ○       ○